

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第1号	さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部 を改正する規則	令和4年3月25日
教育委員会 規則第2号	さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委 員会規則の一部を改正する規則	令和4年3月25日
教育委員会 規則第3号	さいたま市立小・中学校の通学区域に関する 規則の一部を改正する規則	令和4年3月25日
教育委員会 規則第4号	さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を 改正する規則	令和4年3月25日
教育委員会 規則第5号	さいたま市いじめのない学校づくり推進委員 会規則の一部を改正する規則	令和4年3月25日
教育委員会 規則第6号	さいたま市教育職員の管理職手当に関する規 則の一部を改正する規則	令和4年3月25日
教育委員会 規則第7号	さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当 に関する規則の一部を改正する規則	令和4年3月25日
教育委員会 規則第8号	さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一 部を改正する規則	令和4年3月25日

さいたま市教育委員会規則第1号

さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会事務局組織規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>管理部</p> <p>[略]</p> <p><u>学校施設整備課</u></p> <p><u>計画整備係</u></p> <p><u>学校施設管理課</u></p> <p><u>施設第1係</u></p> <p><u>施設第2係</u></p> <p>[略]</p> <p>学校教育部</p> <p>[略]</p> <p>総合教育相談室</p> <p>管理運営係</p> <p>相談係</p> <p><u>不登校等児童生徒支援係</u></p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>[略]</p> <p>教育財務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 学校（高等学校等を除く。）の<u>物品</u>寄附受入れに関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>学校施設整備課</u></p> <p>(1) 学校施設の整備計画（他の所管に属する</p>	<p>(内部組織)</p> <p>第2条 事務局に、次に掲げる部、課、室及び係を置く。</p> <p>管理部</p> <p>[略]</p> <p><u>学校施設課</u></p> <p><u>計画係</u></p> <p><u>施設第1係</u></p> <p><u>施設第2係</u></p> <p>[略]</p> <p>学校教育部</p> <p>[略]</p> <p>総合教育相談室</p> <p>管理運営係</p> <p>相談係</p> <p>[略]</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第3条 前条に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>管理部</p> <p>[略]</p> <p>教育財務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 学校（高等学校等を除く。）の寄附受入れに関すること。</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>学校施設課</u></p> <p>(1) 学校施設の整備計画（他の所管に属する</p>

ものを除く。)に関すること。
(2) 学校施設(高等学校等を除く。)の建設に関すること。

(3) 学校施設の国庫補助(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

学校施設管理課

(1) 学校施設の維持管理(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(2) 学校施設の業務委託(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(3) 学校施設台帳(高等学校等を除く。)に関すること。

(4) 学校用地(高等学校等を除く。)に関すること。

(5) 学校施設の国庫補助(学校施設の維持管理に係るものに限る。)に関すること。

(6) 学校施設(高等学校等を除く。)の事故及び災害に関すること。

(7) 学校施設(高等学校等を除く。)の目的外使用(継続的に使用する場合に限る。)に関すること。

(8) 学校(高等学校等を除く。)の公有財産寄附受入れに関すること。

[略]

学校教育部

[略]

総合教育相談室

(1) 教育相談に関すること。

(2) 校内教育相談体制に係る教職員への指導及び助言に関すること。

(3) 教育相談に係る調査、研究に関すること。

(4) 教職員研修等(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(5) [略]

ものを除く。)に関すること。

(2) 学校施設の建設に関すること。

(3) 学校施設の維持管理に関すること。

(4) 学校施設の業務委託(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(5) 学校施設台帳(高等学校等を除く。)に関すること。

(6) 学校用地(高等学校等を除く。)に関すること。

(7) 学校施設の国庫補助に関すること。

(8) 学校施設(高等学校等を除く。)の事故及び災害に関すること。

(9) 学校施設(高等学校等を除く。)の目的外使用(継続的に使用する場合に限る。)に関すること。

[略]

学校教育部

[略]

総合教育相談室

(1) 学校訪問及び教育相談訪問に関すること。
(2) 学校における児童生徒の支援事業に関すること。

(3) 教育相談(いじめの問題及び不登校を含む。以下同じ。)に係る指導及び助言に関すること。

(4) 教育相談に係る調査、対策等に関すること。

(5) 教職員研修(他の所管に属するものを除く。)に関すること。

(6) [略]

(6) 不登校等児童生徒の支援に関すること。

(7) [略]

[略]

生涯学習部

生涯学習振興課

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

[略]

(7) 一般教育相談に関すること。

(8) [略]

[略]

生涯学習部

生涯学習振興課

(1)～(9) [略]

(10) 生涯学習総合センター、中央図書館、青少年宇宙科学館及びうらわ美術館との連絡調整に関すること。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

[略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第2号

さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市教育委員会 <u>事務局</u> 管理部において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市教育委員会管理部において処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第3号

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域		別表第1（第2条関係） 小学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
[略]		[略]	
蓮沼小学校	見沼区堀崎町の一部、見沼区大字大谷の一部、見沼区大字蓮沼の一部、見沼区大字風渡野の一部、見沼区大字東門前の一部、 <u>見沼区風渡野1丁目及び見沼区風渡野2丁目</u>	蓮沼小学校	見沼区堀崎町の一部、見沼区大字大谷の一部、見沼区大字蓮沼の一部、見沼区大字風渡野の一部及び見沼区大字東門前の一部
[略]		[略]	
別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域		別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域	
[略]		[略]	
春里中学校	見沼区宮ヶ谷塔1丁目から見沼区宮ヶ谷塔4丁目まで、見沼区深作1丁目、見沼区大字深作の一部、見沼区春岡1丁目の一部、見沼区春岡2丁目の一部及び見沼区春岡3丁目の一部、見沼区大字宮ヶ谷塔、見沼区大字蓮沼の一部、見沼区大字風渡野の一部、見沼区大字東門前の一部、見沼区大字小深作、 <u>見沼区風渡野1丁目及び見沼区風渡野2丁目</u>	春里中学校	見沼区宮ヶ谷塔1丁目から見沼区宮ヶ谷塔4丁目まで、見沼区深作1丁目、見沼区大字深作の一部、見沼区春岡1丁目の一部、見沼区春岡2丁目の一部及び見沼区春岡3丁目の一部、見沼区大字宮ヶ谷塔、見沼区大字蓮沼の一部、見沼区大字風渡野の一部、見沼区大字東門前の一部並びに見沼区大字小深作

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第4号

さいたま市学校結核対策委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市学校結核対策委員会規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、市教育委員会 <u>事務局</u> 学校教育 教育部において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、市教育委員会学校教育 教育部において処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第5号

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事務局) 第9条 委員会の事務局は、市教育委員会事務局学校教育部に置く。	(事務局) 第9条 委員会の事務局は、市教育委員会学校教育部に置く。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第6号

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
給料表	職務の級	職	手当額	給料表	職務の級	職	手当額
教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)	4級	校長（さいたま市立浦和高等学校の校長（さいたま市立浦和中学校の校長を兼ねるものに限る。）及びさいたま市立大宮国際中等教育学校の校長に限る。）	88,000円	教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)	4級		
		校長	[略]			校長	[略]
		[略]				[略]	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第7号

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(管理職員特別勤務手当の額等)	(管理職員特別勤務手当の額等)
第2条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。	第2条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第1号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が4時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。
(1) <u>さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）別表の手当額欄に定める額（以下「管理職手当額」という。）が88,000円及び82,000円の区分の者</u> 10,000円	(1) <u>さいたま市教育職員の管理職手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第18号）別表の手当額欄に定める額（以下「管理職手当額」という。）が82,000円</u> の区分の者 10,000円
(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]
第3条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第3条 条例第24条において読み替えて準用する職員給与条例第25条第3項第2号の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) <u>管理職手当額が88,000円及び82,000円の区分の者</u> 5,000円	(1) <u>管理職手当額が82,000円</u> の区分の者 5,000円
(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第8号

さいたま市美術品等選考評価委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市美術品等選考評価委員会規則（平成26年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市教育委員会 <u>事務局</u> 生涯学習部において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、市教育委員会生涯学習部において処理する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。